

仕 様 書

地方独立行政法人京都市立病院機構が売却する使用済みレントゲンフィルム（以下、「本売却物件」という。）に関して、次のとおり仕様書を定める。以下、地方独立行政法人京都市立病院機構を「売却人」、買受人を「買受人」とする。

1 総則

買受人は、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程その他関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に実施すること。

2 売却内容

本売却物件は、レントゲンフィルムを入れている紙袋、添付書類、段ボール箱を含めて売却するため、これらをすべて搬出すること。売却物件の搬出、運搬等の一切の費用は、買受人の負担とする。売却額は kg 単価により決定する。

3 引渡場所

京都市立病院 地下1階カルテ庫

4 引渡日時

契約締結日から令和8年3月31日までの間（別途調整）

5 品名及び数量

使用済みレントゲンフィルム 約10,000kg（紙袋、添付書類、段ボール箱等を含む概算）

※ただし、予定数量は概算であり、実際の売払数量を保証するものではない。

6 レントゲンフィルムの処理

買受人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、引渡しを受けた本売却物件を適正に処理すること。買受人は、本売却物件の処理が完了した時は、処理報告書の提出により、報告を行うこと。

7 個人情報保護

本売却物件は個人情報を含むため、買受人は以下のことを遵守すること。

- （1）本売却物件に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。
- （2）本売却物件を個人情報が識別できる状態で第三者に譲渡してはならない。
- （3）本売却物件を複写又は複製してはならない。
- （4）本売却物件の引取後個人情報が識別できない状態になるまでの間、本売却物件を厳重に管理しなければならない。

8 売却代金の支払い

買受人は、売却人の定める手続きにしたがって、期日までに売却代金を納入しな

ければならない。

9 その他

- (1) 買受人は本売却物件の引取のため車両等にて院内を通過する時は、事故防止に努めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。